

伊集院都市計画事業徳重土地区画整理事業

住所（所在地）変更の手引き

平成**27**年 **7**月**25**日（**土**）から
あなたの住所・会社等の所在地が変わります

日置市
イメージキャラクター
「ひお吉くん」



日置市役所

産業建設部 建設課 区画整理係

〒899-2501 鹿児島県日置市伊集院町下谷口1960番地1

(鹿児島地域振興局日置庁舎本館2階)

☎ (099) 273-8871

伊集院都市計画事業徳重土地区画整理事業
位置図



はじめに

昭和59年12月の住民説明会からはじまった伊集院都市計画事業徳重土地区画整理事業は、平成27年7月24日（金）に換地処分の公告を迎えることとなりました。

これに伴い、区画整理地内の大字名と地番が変更となり、換地処分の公告の翌日から住所（所在地）も新しくなります。

よって、区画整理地内にお住まいの方及び会社・事業所の皆さまには、今後新しい『住所又は所在地』に変更していただくこととなります。

この『手引き』では、新しい住所の表し方や、必要となる主な手続きについて御案内いたします。

※各種の住所変更の手続きは、変更日の7月25日（土）以降に行ってください。

目次

位置図	1
はじめに	2
1 今回お届けするもの	3
2 今後（変更日以降）お届けするもの	4
3 郵便番号について	4
4 新しい住所等の表し方	5
5 住所変更の手続きについて	
(1) 住所変更手続きの必要がないもの	6～8
(2) 皆さまに住所変更の手続きをしていただくもの	9～12
6 住所変更のお知らせ用はがきについて	13
7 土地・建物等の不動産登記について	14～19
8 商業登記・法人登記について	20～28
9 その他	29
10 関係機関案内	30～32

1 今回お届けするもの

住所（所在地） 変更の手引き	住所変更手続きや登記申請の方法等を説明した冊子（現在ご覧いただいているもの）です。
住所変更のお知らせ	<p>皆さまの新住所をお知らせするもので、世帯主の方にお送りしています。</p> <p>変更日（平成27年7月25日）以降は、新住所をお使いください。</p> <p>新住所は、権利者個別説明会時に確認をとった地番若しくは建物が建っている土地（数筆にまたがる場合は建物が多くかかる筆）をもとに設定しています。</p> <p>なお、このお知らせは、平成27年7月3日現在の住民基本台帳に基づいて作成しています。</p>
所在地変更のお知らせ	<p>法人（事業所）の新所在地をお知らせするものです。</p> <p>変更日（平成27年7月25日）以降は、新所在地をお使いください。</p> <p>新所在地は、権利者個別説明会時に確認をとった地番若しくは建物が建っている土地（数筆にまたがる場合は建物が多くかかる筆）をもとに設定しています。</p> <p>なお、このお知らせは、平成27年7月3日現在、市税務課（法人市民税担当）へ設立設置届がある法人（事業所）及び現地確認等に基づいて作成しています。</p>
新大字名・地番見取図	新大字名・地番等を表した見取図です。
住所変更のお知らせ用はがき 1世帯・法人50枚	<p>新住所（新所在地）を知人・取引先等にお知らせするもので、日本郵便(株)が発行する無料はがきです。詳しくは13ページをご覧ください。</p> <p>御不明な点や、配付されたはがきの枚数が不足する場合は、下記へ御相談ください。</p> <p>日本郵便(株) 鹿児島中央郵便局 鹿児島市中央町1-2 ☎(099)256-2196</p>

※ 記載されている内容にお心当たりがない場合や疑問がある場合は、市産業建設部建設課区画整理係 ☎(099)273-8871までお問合せ下さい。

※ 今回同封した「住所（所在地）変更のお知らせ」は、住所（所在地）変更等手続きに関する**証明書としては使用できません**ので御注意ください。

2 今後（変更日以降）お届けするもの

<p style="text-align: center;">住所変更通知書 【1世帯10枚】 日置市に住民票がある方が対象 (通知者名は世帯主)</p>	<p>住所変更通知書には、変更前の住所と変更後の新住所が記載されています。</p> <p>この通知書は、変更日以降、住所変更の証明書として各種の手続きに使用できます。</p> <p>枚数が不足する場合は、変更日以降、市役所本庁市民生活課（各支所は市民課）及び本庁建設課にて住所変更証明書を無料で発行します。</p>
<p style="text-align: center;">所在地変更通知書 【1法人（事業所）10枚】 市税務課（法人市民税担当）へ設立設置届がある法人（事業所）が主対象</p>	<p>所在地変更通知書には、変更前の所在地と変更後の新所在地が記載されています。</p> <p>この通知書は、変更日以降、所在地変更の証明書として各種の手続きに使用できます。</p> <p>枚数が不足する場合は、変更日以降、市役所本庁税務課及び本庁建設課にて、所在地変更証明書を無料で発行します。</p>

※ 今回の住所変更では、本籍に変更は生じません。本籍を変更する場合は、転籍届の提出が必要となります。

※ 個人や法人を特定しない住所（所在地）変更のみの証明は、どなたでも発行できます。

3 郵便番号について

新しい郵便番号は、以下のとおりです。

徳重及び猪鹿倉は変更ありませんが、前住所が郡であった方は、お間違えのないようにお気をつけください。



<p>徳重一丁目 徳重二丁目 徳重三丁目</p>	<p style="text-align: center;">8 9 9 - 2 5 0 2</p>
<p>猪鹿倉一丁目</p>	<p style="text-align: center;">8 9 9 - 2 5 0 5</p>

4 新しい住所等の表し方

◆ 新しい住所（本籍変更も同様）は次のようになります。【例】



日置市伊集院町徳重77番地7

日置市伊集院町徳重一丁目10番地2

- ※ 今回の住所変更では、本籍に変更は生じません。
本籍を変更する場合は、**転籍届の提出**が必要となります。
- ※ マンション、アパート等の方書の表示については、今までどおりとなります。
アパート等の共同住宅を経営されている皆さまにおかれましては、本市に住民票がある入居者へは、この手引き等を送付していますが、住所変更の再度の周知をお願いします。また、賃貸契約書等にかかる住所変更については管理会社等と協議の上、当事者間で処理をお願いします。
- ※ 借地契約している方（コンビニ、飲食店、部屋貸し等）におかれましては、必ず住所が変更になる旨をお伝えください。なお、現地確認等及び市税務課（法人市民税担当）へ設立設置届がある法人（事業所）につきましては、所在地変更通知書を送付します。

◆ 不動産（土地・建物）は、次のようになります。【例】

土地



日置市伊集院町徳重字桑之角77番7

日置市伊集院町徳重一丁目10番2

建物



日置市伊集院町徳重字桑之角77番地7

日置市伊集院町徳重一丁目10番地2

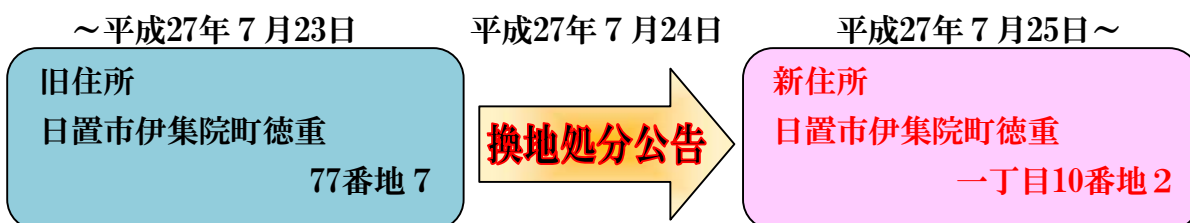
(家屋番号77番7)

(家屋番号10番2)

※ 土地の地番は「番」、建物の所在は「番地」で表します。

※ 字が廃止されます。

再確認！！



5 住所変更の手続きについて

新しい住所への変更に伴い、市役所・法務局等が住所の書換えを行うものと、皆さまに住所変更の手続きをしていただくものがあります。

それぞれ**主なもの**を御案内しますので、御自身の該当する項目を御確認ください。

(1) 住所変更手続きの**必要がないもの**

★ 法務局関係

項目	説明
土地登記簿及び建物登記簿 (表題部のみ)	表題部の所在地番のみ、市が申請し、法務局が書換えます。 ただし、登記名義人等の住所については所有者の申請があるまで変わりません。 (詳しくは、14～19ページの「7 土地・建物等の不動産登記について」をご覧ください。)

★ 市役所関係

項目	対象者	説明	お問合せ先
1 原動機付自転車の登録	1 左記をお持ちの方	1 市役所が新住所に変更します。	本庁：税務課 ☎ (099) 248-9412 各支所：地域振興課 ☎ (099) 274-2436 (東市来) ☎ (099) 292-2033 (日吉) ☎ (099) 296-2257 (吹上)
2 小型特殊自動車 (農耕用等)の登録	2 左記をお持ちの方	2 市役所が新住所に変更します。	
3 口座振替 (引き落とし) の手続き	3 左記登録者	3 市役所が新住所に変更します。	
1 高齢者はり・きゅう等施術 受療券	1 左記をお持ちの方	1 御自身で新住所を記入してください。	本庁：福祉課 ☎ (099) 248-9416 各支所：市民課 ☎ (099) 274-2113 (東市来) ☎ (099) 292-2113 (日吉) ☎ (099) 296-2113 (吹上)
2 児童手当	2 左記の手当を受給 されている方	2 市役所が新住所に変更します。	
3 認可保育園 (所) への手続 き	3 子どもが通ってい る方	3 市役所が新住所に変更します。通ってい る保育園 (所) にはお知らせください。	
1 幼稚園・小中学校の園児、 児童及び生徒	1 学校等に在学 (園) されている方	1 市立幼稚園・小中学校については、市役 所が新住所に変更します。市立以外の幼 稚園・小中学校・高等学校については通 っている学校等へ直接お問い合わせくださ い。	本庁：教育総務課 ☎ (099) 248-9426 各支所：教育振興課 ☎ (099) 274-2115 (東市来) ☎ (099) 292-2115 (日吉) ☎ (099) 296-2115 (吹上)
1 日置市営駐車場使用者の住 所変更	1 市営駐車場使用者	1 市役所が新住所に変更します。	
1 選挙人名簿	1 左記に該当の方	1 市役所が新住所に変更します。	
2 選挙人名簿登録証明書	2 左記をお持ちの方	2 証明書を提出いただければ新住所に書換 えて交付します。	本庁：選挙管理委員会 事務局 ☎ (099) 248-9437
3 郵便等投票証明書	3 左記をお持ちの方	3 そのまま御使用できます。次選挙の投票 用紙請求時に書換えします。若しくは、 更新時に新住所表示にて交付します。	

項目	対象者	説明	お問合せ先
1 住民基本台帳（住民票）	1 区画整理地内に住所を有している方	1 市役所が新住所に変更します。	本庁：市民生活課 ☎ (099) 248-9414 各支所：市民課 ☎ (099) 274-2113 (東市来) ☎ (099) 292-2113 (日吉) ☎ (099) 296-2113 (吹上)
2 印鑑登録証	2 左記をお持ちの方	2 市役所が新住所に変更します。	
3 旅券（パスポート）	3 左記をお持ちの方	3 御自身で最終ページの「所持人記入欄」の住所を二重線で消して余白に新住所を記入してください。	
4 年金手帳	4 左記をお持ちの方	4 御自身で新住所を記入してください。	
5 戸籍の附票	5 区画整理地内に住所を有している方	5 市役所が新住所に変更します。	
6 犬の登録等	6 犬の飼い主	6 市役所が新住所に変更します。	
1 国民年金加入者（第1号被保険者）	1 左記に該当の方	1 住所変更を日本年金機構に通知します。	鹿児島北年金事務所 ☎ (099) 225-5311 本庁：市民生活課 ☎ (099) 248-9414 各支所：市民課 ☎ (099) 274-2113 (東市来) ☎ (099) 292-2113 (日吉) ☎ (099) 296-2113 (吹上)
2 国民年金・厚生年金受給者	2 日本年金機構に住民票コード登録がされている方	2 日本年金機構が住民票コードにより住所を確認します。	
1 上水道・下水道の利用者及び水栓住所	1 左記利用者	1 市役所が新住所に変更します。	本庁：上下水道課 ☎ (099) 248-9445
2 下水道排水設備指定工事店証	2 左記の指定工事店	2 市役所が新住所に変更します。	
1 介護保険被保険者証	1 65歳以上の方	1 8月中に、住所変更後の被保険者証を郵送します。以前の被保険者証は、新しい被保険者証が届いた以降に必ずハサミを入れて処分してください。	本庁：介護保険課 ☎ (099) 272-0505 各支所：市民課 ☎ (099) 274-2113 (東市来) ☎ (099) 292-2113 (日吉) ☎ (099) 296-2113 (吹上)
2 介護保険負担割合証	2 介護認定を受けている方	2 8月中に、住所変更後の新しい負担割合証を郵送します。以前の負担割合証は、新しい負担割合証が届いた以降に必ずハサミを入れて処分してください。	

項目	対象者	説明	お問合せ先
1 子ども医療費助成金受給資格者証	1 左記をお持ちの方	1 新しい受給資格者証を郵送します。以前の受給資格者証は、新しい受給資格者証が届いた以降に必ずハサミを入れて処分してください。	本庁：健康保険課 ☎ (099) 248-9421 各支所：市民課 ☎ (099) 274-2113 (東市来) ☎ (099) 292-2113 (日吉) ☎ (099) 296-2113 (吹上)
2 養育医療券	2 左記をお持ちの方	2 新しい養育医療券を郵送します。以前の養育医療券は、新しい養育医療券が届いた以降に必ずハサミを入れて処分してください。	
3 国民健康保険被保険者証	3 左記をお持ちの方	3 8月中旬以降に、住所変更後の新しい被保険者証を郵送します。以前の被保険者証は、新しい被保険者証が届いた以降に必ずハサミを入れて処分してください。	
4 国民健康保険特定疾病療養受療証	4 左記をお持ちの方	4 新しい受療証を郵送します。以前の受療証は、新しい受療証が届いた以降に必ずハサミを入れて処分してください。	
5 後期高齢者医療被保険者証	5 左記をお持ちの方	5 8月中に、住所変更後の新しい被保険者証を郵送しますので、以前の被保険者証は、新しい被保険者証が届いた以降に必ずハサミを入れて処分してください。	
6 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	6 左記をお持ちの方	6 8月中に、住所変更後の新しい認定証を郵送しますので、以前の認定証は、新しい認定証が届いた以降に必ずハサミを入れて処分してください。	
7 後期高齢者医療特定疾病療養受療証	7 左記をお持ちの方	7 8月中に、住所変更後の新しい受療証を郵送します。以前の受療証は、新しい受療証が届いた以降に必ずハサミを入れて処分してください。	
8 母子健康手帳	8 左記をお持ちの方	8 御自身で居住地欄住所を二重線で消して余白に新住所を記入してください。	
9 各種予防接種予診票 妊婦一般健康診査受診票 乳児一般健康診査受診票 成人に係る各種検診受診券 インフルエンザ予防接種通知書	9 左記をお持ちの方	9 そのまま御使用ください。	

次の機関には、市役所から住所が変更する旨を伝えます。

- ・日本郵便(株)鹿児島中央郵便局
- ・日置警察署、鹿児島県交通安全教育センター
- ・日置市消防本部
- ・NTT、九州電力

(2) 皆さまに住所変更の手続きをしていただくもの

以下の表に記載されているものは、法令等により、皆さまに住所変更の手続きをしていただく必要があります。

一部の手続き（法人の変更登記等）を除いて明確な期限はありません。皆さまの御都合にあわせて手続きをしてください。なお、手続きができるのは**平成27年7月25日以降**となりますので御注意ください。

手続きには、住所（所在地）変更通知書（**以下「通知書」という。**）が必要となるものがあります。配付された枚数が不足する場合は、変更日以降、本庁市民生活課（法人の場合は本庁税務課）等にて無料で発行する住所（所在地）変更証明書（**以下「証明書」という。**）が、通知書と同様に使用できます。

★ 自動車関係

《各手続きは平成27年7月25日以降に行ってください》

【このようなことは？】 事項	【誰が？】 対象者	【どこへ？】 申請・届出先	【何を持って？】【何をする？】 提出書類等
運転免許証の住所変更 ※本籍の変更	お持ちの方	鹿児島県交通安全教育センター ☎(099)266-0111 又は 日置警察署 ☎(099)273-0110	すみやかに変更手続きをして下さい。 ・運転免許証 ・通知書（又は証明書） ※転籍届により本籍を変更された方は、本籍入りの住民票
普通自動車及び二輪の小型自動車（250cc以上）の使用者・所有者の住所（自動車検査証）	左記の自動車をお持ちの方	九州運輸局鹿児島運輸支局 谷山港庁舎 ☎(050)5540-2089	手続きに必要なものはケースによって異なりますので、自動車検査証を御確認の上、事前にお問合わせください。 ・検査証記入申請書（申請書は有料です。） ・自動車検査証 ・通知書（又は証明書） ・使用者の印鑑 ・車庫証明書（証明後1ヶ月以内のもの） ※委任状
軽自動車の使用者・所有者の住所（自動車検査証） 二輪の軽自動車（125cc超250cc以下）	軽自動車をお持ちの方 軽二輪自動車をお持ちの方	一般社団法人全国軽自動車協会連合会鹿児島事務所 ☎(099)261-4011	手続きに必要なものはケースによって異なりますので、自動車検査証を御確認の上事前にお問合わせください。 ・検査証記入申請書（申請書は有料です。） ・自動車検査証（軽二輪は届出済証と自賠責保険証） ・通知書（又は証明書） ・使用者の印鑑 ※委任状

※委任状：使用者と所有者が異なる場合、所有者の印鑑又は所有者からの委任状が必要です。

（法人の場合は代表者印）

★ 住民登録関係

《各手続きは平成27年7月25日以降に行ってください》

【このようなことは？】 事項	【誰が？】 対象者	【何を持って？】 提出書類等	【何をする？】 説明
1 住民基本台帳カード	1 左記をお持ちの方	1 住民基本台帳カード	1 新住所をカード裏面に記載します。 担当課窓口へお越しく下さい。
2 電子証明書 (公的個人認証)	2 証明書をお持ちの方	2 住民基本台帳カード、 顔写真付き公的身分証	2 公的個人認証サービスは自動的に失効 します。新住所を登録し直しますので 担当課窓口へお越しく下さい。
3 在留カード、特別永住 者証明書、みなし在留 カード等 (旧外国人登 録証明書)	3 左記をお持ちの方	3 在留カード、特別永住 者証明書、みなし在留 カード等 (旧外国人登録証明書)	3 新住所をカード等に記載します。 担当課窓口へお越しく下さい。
4 戸籍簿	4 区画整理地内が本籍 になっている方	4 転籍届 (戸籍の筆頭者 及び配偶者の方の署名 及び押印が必要) の提 出が必要です。	4 本籍を新住所に変更します。 変更される方は担当課窓口へお越しく 下さい。
【どこへ？】届出先 本庁：市民生活課 ☎ (099) 248-9414 各支所：市民課 ☎ (099) 274-2113 (東市来) ☎ (099) 292-2113 (日吉) ☎ (099) 296-2113 (吹上)			

★ 年金関係

《各手続きは平成27年7月25日以降に行ってください》

【このようなことは？】 事項	【誰が？】 対象者	【何を持って？】 提出書類等	【何をする？】 説明
1 厚生年金・共済年金加 入者 厚生年金・共済組合加 入者に扶養されている 配偶者 (第2号・第3 号被保険者)	1 左記に該当の方	1 必要なものは勤め先に 御確認ください。	1 厚生年金加入中の住所変更の手続きで す。
2 国民年金、厚生年金受 給者	2 日本年金機構に住 民票コード登録がされ ていない方	2 基礎年金番号のわかる もの、本人確認できる 身分証明書 (顔写真付 き公的身分証又は保険 証と通帳)、認印	2 日本年金機構からの文書や振込通知等 が届くよう住所変更の手続きが必要で す。
3 共済年金受給者	3 左記に該当の方	3 受給されている共済組 合へ御確認ください。	3 共済組合からの文書や振込通知等が届 くよう住所変更の手続きが必要です。
【どこへ？】届出先 1 それぞれのお勤め先 2 鹿児島北年金事務所 ☎ (099) 225-5311 本庁：市民生活課 ☎ (099) 248-9414 各支所：市民課 ☎ (099) 274-2113 (東市来) ☎ (099) 292-2113 (日吉) ☎ (099) 296-2113 (吹上) 3 受給されている共済組合			

★ 福祉関係

《各手続きは平成27年7月25日以降に行ってください》

【このようなことは？】 事項	【誰が？】 対象者	【何を持って？】 提出書類等	【何をする？】 説明
1 身体障がい者手帳	1 左記をお持ちの方	1 身体障がい者手帳、印鑑	1 住所の書換えをしますので、担当課窓口へお越してください。
2 療育手帳	2 左記をお持ちの方	2 療育手帳、印鑑	2 住所の書換えをしますので、担当課窓口へお越してください。
3 精神障がい者保健福祉手帳	3 左記をお持ちの方	3 精神障がい者保健福祉手帳、印鑑	3 住所の書換えをしますので、担当課窓口へお越してください。
4 重度心身障がい者医療費助成制度受給者証	4 左記をお持ちの方	4 重度心身障がい者医療費助成制度受給者証、印鑑	4 住所の書換えをしますので、担当課窓口へお越してください。
5 障がい福祉サービス受給者証	5 左記をお持ちの方	5 障がい福祉サービス受給者証、印鑑	5 住所の書換えをしますので、担当課窓口へお越してください。
6 通所受給者証	6 左記をお持ちの方	6 通所受給者証、印鑑	6 住所の書換えをしますので、担当課窓口へお越してください。
7 自立支援医療（更生医療）受給者証	7 左記をお持ちの方	7 自立支援医療（更生医療）受給者証、印鑑	7 住所の書換えをしますので、担当課窓口へお越してください。
8 自立支援医療（精神通院）受給者証	8 左記をお持ちの方	8 印鑑	8 住所の書換えをしますので、担当課窓口へお越してください。
9 自立支援医療（育成医療）受給者証	9 左記をお持ちの方	9 自立支援医療（育成医療）受給者証、印鑑	9 住所の書換えをしますので、担当課窓口へお越してください。
10 児童扶養手当証書	10 左記をお持ちの方	10 児童扶養手当証書、印鑑	10 住所の書換えをしますので、担当課窓口へお越してください。
11 特別児童扶養手当証書	11 左記をお持ちの方	11 特別児童扶養手当証書、印鑑	11 住所の書換えをしますので、担当課窓口へお越してください。
12 ひとり親家庭等医療費受給資格者証	12 左記をお持ちの方	12 ひとり親家庭等医療費受給資格者証、印鑑	12 住所の書換えをしますので、担当課窓口へお越してください。
【どこへ？】届出先 本庁：福祉課 ☎ (099) 248-9416 各支所：市民課 ☎ (099) 274-2113 (東市来) ☎ (099) 292-2113 (日吉) ☎ (099) 296-2113 (吹上)			

★ その他

《各手続きは平成27年7月25日以降に行ってください》

【このようなことは？】 事項	【誰が？】 対象者	【何を持って？】 提出書類等	【何をする？】 説明
1 建設工事、建設コンサルタント業務等、物品調達等入札参加資格登録の住所変更（本社・受任先）	1 入札参加資格登録業者	1 （本社の場合） 変更届、変更後の現在事項全部証明書又は登記簿謄本（写し可） （受任先の場合） 変更届、委任状	1 住所の書換えをしますので、担当課窓口へお越しくください。（郵送可）
2 小規模修繕工事等入札参加資格登録の住所変更	2 小規模修繕工事等契約希望者	2 変更届、変更後の現在事項全部証明書又は登記簿謄本（写し可）	2 住所の書換えをしますので、担当課窓口へお越しくください。（郵送可）
3 認可地縁団体	3 左記該当団体	3 規約	3 規約変更後、担当課窓口で変更手続きを行ってください。
4 法人の所在地変更	4 区画整理地内に設立設置のある法人	4 法人等異動届、変更後の現在事項全部証明書又は登記簿謄本（写し可）	4 住所の書換えをしますので、担当課窓口へお越しくください。（郵送可）
5 図書館利用者カード	5 左記をお持ちの方	5 図書館利用者カード	5 新住所への変更・更新を行いますので図書館カウンターまでお越しくください。なお、高校生以下は保護者の承認が必要です。
6 農業者年金受給者及び加入者	6 左記に該当される方	6 変更申請書、認印	6 J Aの担当窓口で住所変更の手続きを行ってください。
7 全国農業新聞	7 購読者	7 提出書類なし	7 住所の書換えをしますので、農業委員会窓口へお越しくください。（電話可）
【どこへ？】届出先 1～2 本庁：財政管財課 ☎(099) 248-9402 3 本庁：地域づくり課 ☎(099) 248-9408 各支所：市民課 ☎(099) 274-2113（東市来） ☎(099) 292-2113（日吉） ☎(099) 296-2113（吹上） 4 本庁：税務課 ☎(099) 248-9412 5 日置市立中央図書館 ☎(099) 273-6886 6 J A さつま日置伊集院支所 ☎(099) 273-2121 7 日置市農業委員会事務局 ☎(099) 273-8872			

※ 上記以外にも、燃料会社（ガス）、銀行口座、クレジットカード、各種保険、携帯電話、インターネット各サイト登録等のような個人で所有・加入しているものについては、それぞれ対応が異なりますのでお手数をお掛けしますが、関係機関にお問合わせください。

6 住所変更のお知らせ用はがきについて

新しい住所を御親戚やお知り合いの方等へお知らせいただくための、無料の「住所変更のお知らせはがき」を、日本郵便(株)より提供していただいております。

下記の記載例の要領で御記入のうえ、はがきの入っていた封筒に入れて、郵便差出箱(ポスト)か日本郵便(株)の窓口、最寄りの郵便局へお出してください。(切手を貼る必要はありません。)

なお、1世帯・法人当たり50枚のはがきをお配りしておりますが、不足する場合は、鹿児島中央郵便局まで御相談ください。



日本郵便(株)鹿児島中央郵便局
鹿児島市中央町1-2
TEL 099-256-2196

「住所変更お知らせはがき」の記載例

住所変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成27年7月25日(土)から伊集院都市計画事業徳重土地区画整理事業地内の住所が変更となり、お知り合いの方の住所が下記のとおりとなりましたので、お知らせいたします。

○今後郵便物をお出しいただく際は、必ず郵便番号及び新住所をご記入願います。

○あなた様の住所録をご訂正ください。

1 新住所

郵便番号 899-2502

住所 鹿児島県日置市伊集院町

徳重 一丁目 10 番地 2

h i o k i アパート301号

2 ご氏名 日置 太郎(株式会社イガクラ)

(集合住宅などは、棟番号、室番号までお書きください。)



徳重一丁目～三丁目：899-2502

猪鹿倉一丁目：899-2505

下線へ下2桁を御記入ください。

下線へ通知書に記載された新住所を御記入ください。

方書がある方は、下余白へ忘れずに御記入ください。

氏名(法人名)を御記入ください。

※ 住所と氏名以外の記入はしないでください。無効となります

※ 宛名面には、御親戚・お知り合いの方等の郵便番号、住所及び氏名を御記入ください。

7 土地・建物等の不動産登記について

《各手続きは登記事務停止期間終了後に行ってください》

変更していただく届出等	必要書類等	期限
土地・建物等不動産所有者の住所変更登記 土地・建物登記簿に抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者として登記している方の住所変更登記	①登記申請書 ②通知書（又は証明書） ③印鑑	手続きに期限はありません。売買・贈与・抵当権の設定等の事由が生じた時にあわせて手続きされても結構です。
届出先 不動産の所在地を管轄する法務局 鹿児島地方法務局 〒890-8518 鹿児島市鴨池新町1番2号 【不動産登記部門】 ☎(099) 259-0682		
<p>土地区画整理事業地内の土地・建物に関する登記事務の停止について</p> <p>換地処分公告日の翌日から登記完了まで、土地区画整理事業地内の土地・建物に関する一般の登記手続き（住所変更手続き、売買・贈与による所有権移転登記等）や登記事項証明書、地図・図面に関する証明書交付事務が一定期間（2～3ヶ月）停止されます。</p> <p>登記完了後、登記停止解除のお知らせをします。</p>		

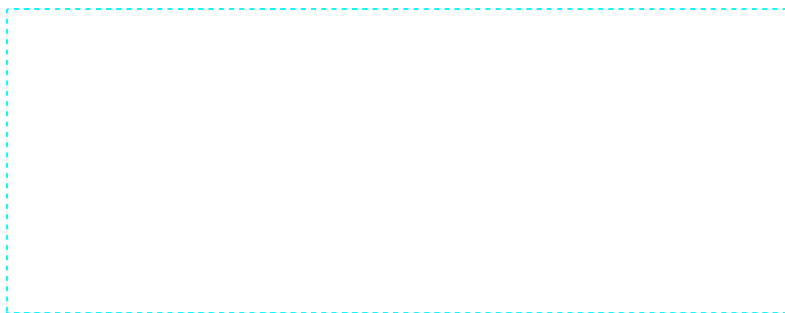
登記申請書作成上の注意事項

次ページ以降の記載例を御参照ください。

（法務省ホームページの申請書を元に作成してありますが、必ず事前に確認していただくようにしてください。）

- **登記原因証明情報として、通知書（又は証明書）を添付してください。この場合、登録免許税はかかりません。（登録免許税法第5条第5号）**
- 申請書は、A4の用紙を使用し、他の添付情報と共に左とじにして提出してください。紙質は、長期間保存することができる丈夫なもの（上質紙等）にしてください。
- 文字は、直接パソコン（ワープロ）を使用し入力するか、又は黒色インク、黒色ボールペン、カーボン紙等（摩擦等により消える又は見えなくなるものは不可）で、はっきりと書いてください。鉛筆は、使用することができません。
- 郵送による申請も、可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載の上、書留郵便により、送付してください。

【住所変更登記申請書記載例】 **個人**が土地、建物を所有している場合
(代理人あり)



登記申請書

登記の目的 1番所有権登記名義人住所変更 (注1)
原因 平成27年7月25日大字名・地番変更実施 (注2)
変更後の事項 住所 日置市伊集院町猪鹿倉一丁目6番地13 (注3)
申請人 日置市伊集院町猪鹿倉一丁目6番地13
(住民票コード12345678901) (注4)
日置 太郎 印 (注5)
連絡先の電話番号□□□-□□□-□□□□ (注6)

添付情報
登記原因証明情報 (注7) 代理権限証明情報 (注8)
平成27年○月○日申請 鹿兒島地方法務局

代理人 日置市東市来町湯田○○番地
日置 花子 印 (注9)
連絡先の電話番号□□□-□□□-□□□□ (注6)

登録免許税金 登録免許税法第5条第5号により免税 (注10)
不動産の表示 (注11)
不動産番号 1234567890123 (注12)
所在地 日置市伊集院町猪鹿倉一丁目
6番13
地目 宅地
地積 234.56平方メートル
不動産番号 0987654321012
所在地 日置市伊集院町猪鹿倉一丁目6番地13
家屋番号 6番13
種類 居宅
構造 木造かわらぶき2階建
床面積 1階 98.45平方メートル 2階 67.89平方メートル

申請日は、
平成27年7月25日以降

※ これは記載例です。下に線が引かれている部分を申請内容に応じて書き直してください。
(注) は、記載しないでください。

(注13)



様式・記載例の解説

～個人が土地、建物を所有している場合～

- 注1** 甲区（その不動産について所有権に関する登記の登記事項が記録される部分です。）何番の所有権の登記名義人（所有者）の住所を変更するのかを表示します。付記登記（「付記2号」等の登記）がある場合でも、主番号（「1番」等）のみを記載します。
- 注2** 換地処分公告日の翌日である平成27年7月25を記載します。
- 注3** 新住所を記載します。
- 注4** 住民票コード（住民基本台帳法第7条第13号に規定されているもの）を記載した場合は、住所の変更を証する情報（住民票）の提出を省略することができます場合があります（注7参照）。
- 注5** 所有権の登記名義人（所有者）の現在の住所及び氏名を記載し、末尾に認印を押してください。代理人申請の場合は、結構です。
- 注6** 申請書の記載内容等に補正すべき点がある場合に、登記所の担当者から連絡するための連絡先の電話番号（平日日中に連絡を受けることができるもの）を記載します。代理人申請の場合は、代理人の欄へ記載してください。
- 注7** 住所の変更を称する情報として、住民票を添付します。この住民票には、登記記録上の住所、現在の住所及び住所移転の日が記載されている必要があります。登記記録上の住所から2回以上住所を変更している場合は、現在の住民票によっては、以前に登記記録上の住所に住んでいたことを証明できない場合がありますので、その場合は、戸籍の附票（本籍地の市区町村役場で発行）等、登記記録上の住所から現在の住所までの移転の経緯が分かる書類を添付してください。以上によっても住所移転の経緯を証明することができない場合には、申請する不動産を管轄する登記所に事前に御相談ください。なお、住民票コードを記載した場合（注4）には、登記記録上の住所から現在の住所までの移転の経緯を証明することができれば、別途住所の変更を証する情報を提供する必要はありません。ただし、登録免許税が免除される場合は非課税を証する書面を添付する必要があります。【通知書（又は証明書）】
- 注8** 登記申請に関する委任状（代理人の権限を称する情報）です。
- 注9** 登記申請の委任を受けた代理人の住所及び氏名を記載します。氏名の末尾に認印を押してください。
- 注10** 登録免許税額を記載します。登録免許税は、土地又は建物1個につき千円です。登録免許税が免除される場合には、登録免許税額の記載に代えて、免除の根拠となる法令の条項を記載します。【通知書（又は証明書）を添付し、登録免許税法第5条第5号により免税と記載】
- 注11** 登記の申請をする不動産を登記記録（登記事項証明書等）に記録されているとおりに正確に記載してください。
- 注12** 不動産番号を記載した場合は、土地の所在、地番、地目及び地積（建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積）の記載を省略することができます。
- 注13** 申請書が複数枚にわたる場合は、申請人は、各用紙のつづり目に必ず契印（割印）をしてください（申請人が2人以上いる場合は、そのうちの1人が契印（割印）することで差し支えありません。）。

委任状の例

委任状

私は、日置市東市来町湯田〇〇番地 日置 花子に、次の権限を委任します。

- 1 下記の登記に関し、登記申請書を作成すること及び当該登記の申請に必要な書面と共に登記申請書を管轄登記所に提出すること。
- 2 登記が完了した後に通知される登記完了証を受領すること。
- 3 登記の申請に不備がある場合に、当該登記の申請の取下げ、又は補正をすること。
- 4 登記に係る登録免許税の還付金を受領すること。
- 5 上記1から4までのほか、下記の登記の申請に関し必要な一切の権限

平成 年 月 日

日置市伊集院町徳重〇丁目〇〇番地〇

日置 太郎 印

記

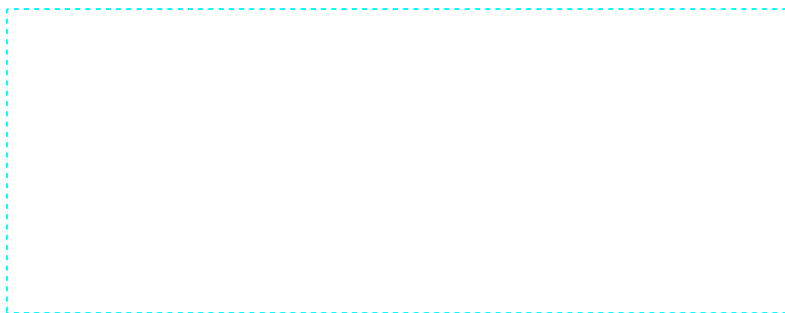
登記の目的 1 番所有権登記名義人住所変更
原 因 平成27年7月25日大字名・地番変更実施
変更後の事項 住所 日置市伊集院町徳重〇丁目〇〇番地〇

不動産の表示

不動産番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
所 在 日置市伊集院町猪鹿倉一丁目
地 番 6 番13
地 目 宅地
地 積 2 3 4 . 5 6 平方メートル
不動産番号 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2
所 在 日置市伊集院町猪鹿倉一丁目 6 番地13
家屋番号 6 番13
種 類 居宅
構 造 木造かわらぶき2階建

※ これは記載例です。下に線が引かれている部分を申請内容に応じて書き直してください。

【住所変更登記申請書記載例】 **会社等**が土地、建物を所有している場合
(代理人なし)



登記申請書

登記の目的 1番所有権登記名義人住所変更(注1)
原因 平成27年7月25日 大字名・地番変更実施(注2)
変更後の事項 住所 日置市伊集院町徳重〇丁目〇〇番地〇〇(注3)

申請人 日置市伊集院町徳重〇丁目〇〇番地〇〇
トクシゲ株式会社
代表取締役 日置 太郎 印(注4)
連絡先の電話番号 □□□-□□□-□□□□(注5)

添付情報

登記原因証明情報(注6) 資格証明情報(注7)

申請日は、
平成27年7月25日以降

平成27年〇月〇日申請 鹿児島地方法務局
登録免許税金 登録免許税法第5条第5号により免税(注8)

不動産の表示(注9)

不動産番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3(注10)
所在地 日置市伊集院町猪鹿倉一丁目
地番 6番13
地目 宅地
地積 2 3 4 . 5 6 平方メートル
不動産番号 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2
所在地 日置市伊集院町猪鹿倉一丁目6番地13
家屋番号 6番13
種類 居宅
構造 木造かわらぶき2階建
床面積 1階 9 8 . 4 5 平方メートル 2階 6 7 . 8 9 平方メートル

※ これは記載例です。下に線が引かれている部分を申請内容に応じて書き直してください。
(注)は、記載しないでください。

(注11)

契印

様式・記載例の解説

～**会社等**が土地、建物を所有している場合～

- 注1** 甲区（その不動産について所有権に関する登記の登記事項が記録される部分です。）何番の所有権の登記名義人（所有者）の商号又は本店を変更するのかを表示します。付記登記（「付記2号」等の登記）がある場合でも、主番号（1番）のみを記載します。
- 注2** 換地処分公告日の翌日である平成27年7月25を記載します。
- 注3** 新住所を記載します。
- 注4** 申請人である会社の代表者の資格及び氏名を記載して押印します。
- 注5** 申請書の記載内容等に補正すべき点がある場合に、登記所の担当者から連絡するための連絡先の電話番号（平日日中に連絡を受けることができるもの）を記載します。
- 注6** 本店所在地の変更登記をしたことを証する登記事項証明書。（※会社の本店変更登記を完了させてから、不動産の名義変更を申請する必要があります。）
- 注7** 代表者の資格を証する書面として、会社の登記事項証明書（作成後3か月以内のもの）を添付します。なお、登記原因証明情報として添付した会社の登記事項証明書をもってこれを兼ねることができます。
- 注8** 登録免許税額を記載します。登録免許税は、土地又は建物1個につき千円です。登録免許税が免除される場合には、登録免許税額の記載に代えて、免除の根拠となる法令の条項を記載します。【通知書（又は証明書）を添付し、登録免許税法第5条第5号により免税と記載】
- 注9** 登記の申請をする不動産を、登記記録（登記事項証明書）に記録されているとおりに正確に記載してください。
- 注10** 不動産番号を記載した場合は、土地の所在、地番、地目及び地積（建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積）の記載を省略することができます。
- 注11** 申請書が複数枚にわたる場合は、申請人は、各用紙のつづり目に必ず契印（割印）をしてください。



8 商業登記・法人登記について

《各手続きは平成27年7月25日以降に行ってください》

◆ はじめに

平成27年7月24日（金）に伊集院都市計画事業徳重土地地区画整理事業の換地処分の公告がされます。これにより事業地内の会社、法人、組合（以下「会社等」と総称します）の本店（主たる事務所）、支店（従たる事務所）の所在地又は個人の住所が変更されますので、次のような場合には、管轄の登記所に対して変更登記の手続きをしていただくこととなります。

◆ どんな場合に変更登記の手続きが必要か

(1) 会社等の変更登記は・・・

ア 会社の本店、支店の所在地又は法人、組合の主たる事務所、従たる事務所の所在地の表示が変更になった場合

イ 株式会社の代表取締役、特例有限会社の取締役及び監査役、合名会社及び合資会社の社員並びに合同会社の代表社員の住所、支配人を置いた営業所及び支配人の住所並びに一般社団法人や一般財団法人の理事、協同組合の代表理事等法人、組合の代表者の住所、参事を置いた事務所及び参事の住所の表示が変更になった場合

(2) 不動産登記名義人の表示変更登記は・・・

住所の表示が変更になった個人、会社等が、土地、建物等の不動産を所有している場合及び不動産に関するその他の権利（抵当権等）を有している場合
（14～19 ページ 「7 土地・建物等の不動産登記について」参照）

◆ 変更登記の期間は

(1) 会社等の変更登記は・・・

ア 本店、主たる事務所の所在地においては・・・**2週間以内**

イ 支店、従たる事務所の所在地においては・・・**3週間以内**（本支店一括申請によれば不要）

(2) 不動産登記名義人の表示変更登記は・・・

手続きに期限はありませんので、売買・贈与・抵当権の設定等の事由が生じた時にあわせて手続きされても結構です。

◆ 留意事項

(1) 商業登記・法人登記については、換地処分の公告のあった日の翌日（平成27年7月25日）から変更手続きを行うことができます。

- (2) 通知書（又は証明書）を添付すれば、登録免許税が非課税となります。（登録免許税法第5条第5号）
※通知書は市が配布したものです。
※証明書は平成27年7月25日以降に市が発行するものです。
- (3) 登記の申請期間を経過しても登記申請は受理されますが、早めの申請をお願いします。変更登記をしないと登記記録上の本店、主たる事務所の表示が旧表示のままであるため、新しい表示での会社等の履歴事項証明書、印鑑証明書等を受けることができません。
- (4) 本支店一括申請を行う場合、本店所在地を管轄する登記所に提出する登記申請書に、本店における登記事項と支店における登記事項を記載し、かつ登記手数料として、支店所在地の登記所1庁につき収入印紙 300円分を貼付することにより、支店所在地を管轄する登記所に対して登記申請書を提出する必要はありません。

登記申請書作成上の注意事項

（法務省ホームページの申請書を元に作成してありますが、必ず事前に確認していただくようにしてください。）

～商業・法人登記の申請手続について～

1 登記申請人及びその代理人

登記の申請は、法令に特別の定めがある場合を除き、当事者が申請することになります。会社の登記においては、代表者（設立等の登記については、会社を代表することとなる者）が会社を代表して登記の申請をします。

また、登記の申請については、代理人によってすることも認められています。

2 登記の申請の方法

登記の申請は、当事者又はその代理人が登記所に申請又は郵送等によりすることができます。

3 申請書作成上注意すべき事項

(1) 横書き

申請書は、横書きでなければなりません。添付書面は、横書きが望ましいですが、縦書きでも差し支えありません。

(2) 記載する文字

文字をはっきりと書いてください。数字を記載するときは、アラビア数字又は壱、弐、参のように改変の難しい文字を使用しなければなりません。ただし、添付書面が縦書きの場合は、アラビア数字を用いることは、適当ではありません。

また、桁数の多い数字を表記する際には、千、万、億等の単位を示す文字を用いても差し支えありません。

(3) 申請書の押印

申請書には、会社の代表者が登記所に提出してある印鑑（又は申請書とともに提出した代表者の印鑑）を押印しなければなりません。代理人によって申請する場合には、代理人が押印します。

申請書（収入印紙貼付台紙を含む。）が2枚以上にわたるときは、申請書に押印した人が各ページのつづり目に契印（割印）してください。

(4) 文字の訂正

記載した文字を訂正等するときは、訂正前の文字が見えるように線で消し、挿入又は削除した文字の数をその部分の欄外に「何字加入」又は「何字削除」と記載して、申請書に押印した人が、欄外のその部分に押印してください。

(5) 申請書の作成に使用する筆記用具等

原則として黒インク（ボールペンを含む。）を使用することになっていますが、文字が簡単に消えてしまうようなものでなければ、ワープロやパソコンのプリンターから出力されたもので差し支えありません。

(6) 申請書に用いる用紙

なるべく日本工業規格A列4番の用紙を用いることが好ましく、紙質は申請書の保存期間（5年）に耐える程度の強度の用紙を使用してください。

(7) 原本還付（添付書面の還付）

登記の申請書の添付書面は、原本を添付するのが原則ですが、議事録、許可書等、当事者が原本を保管する必要があるもの又はそれを欲するものについては、その原本の還付（返還）を請求することができます。

この場合には、必要となる書類のコピーを作成し、そのコピーに「原本に相違ありません。」を記載の上、申請書に押印した人がそのコピーに署名（記名）押印（2枚以上になるときは、各用紙のつづり目ごとに契印（割印））したものを申請書に添付して、原本とともに提出してください。別途、原本還付の請求書を作成する必要はありません。なお、委任状等原本還付ができない場合もありますので、申請書を提出する際には、登記所に確認してください。

4 その他

(1) 収入印紙

貼付台紙等に貼付した収入印紙は、汚したり割印をすると、無効になってしまいますので注意してください。

(2) 会社以外の法人等の登記

基本的な取扱いは会社と同様です。

次ページ以降の記載例を御参照ください。

例1 本店が区画整理地内にある場合

受付番号票貼付欄

株式会社変更登記申請書

1. 会社法人等番号 0000-00-000000 【注 分かる場合に記載】
1. 商号 トクシゲ株式会社
1. 本店 日置市伊集院町徳重〇〇番地 【注 旧表示】
1. 登記の事由 大字名・地番変更による本店の住所変更
1. 登記すべき事項 平成27年7月25日変更
- 本店 日置市伊集院町徳重〇丁目〇〇番地〇〇 【注 新表示】
1. 登録免許税 登録免許税法第5条第5号
1. 添付書類 通知書（又は証明書） 1通
委任状 1通 【注 代理人に登記申請を依頼した場合のみ】

上記のとおり、登記の申請をします。

平成 年 月 日

申請人 日置市伊集院町徳重〇丁目〇〇番地〇〇 【注 新表示】
トクシゲ株式会社
日置市伊集院町猪鹿倉〇〇番地
代表取締役 日置 太郎 ⑩ 【注 登記所に提出している印鑑】

上記代理人 日置市東市来町湯田〇〇番地
日置 花子 ⑩ 【注 代理人申請する場合、代理人の印鑑(認印)
この場合、代表取締役の押印は必要なし】
連絡先の電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇〇〇法務局 御中

例2 本店、支店及び代表者の住所が区画整理地内にある場合

受付番号票貼付欄

株式会社変更登記申請書

1. 会社法人等番号 0000-00-000000 【注 分かる場合に記載】
1. 商号 トクシゲ株式会社
1. 本店 日置市伊集院町徳重〇〇番地 【注 旧表示】
1. 登記の事由 **大字名・地番変更による本店、支店及び代表取締役の住所変更**
1. 登記すべき事項 平成**27**年**7**月**25**日変更
- 本店 日置市伊集院町徳重〇丁目〇〇番地〇〇 【注 新表示】
- 支店 日置市伊集院町猪鹿倉〇〇番地 【注 旧表示】
 日置市伊集院町猪鹿倉一丁目〇〇番地〇 【注 新表示】
- 代表取締役
 日置太郎の住所 日置市伊集院町猪鹿倉一丁目〇〇番地〇〇 【注 新表示】
1. 登録免許税 **登録免許税法第5条第5号**
1. 添付書類 **通知書（又は証明書） 3通** 【注 本店、支店、代表取締役】
委任状 1通 【注 代理人に登記申請を依頼した場合のみ】

上記のとおり、登記の申請をします。

平成 年 月 日

申請人 日置市伊集院町徳重〇丁目〇〇番地〇〇 【注 新表示】
トクシゲ株式会社
日置市伊集院町猪鹿倉一丁目〇〇番地〇〇 【注 新表示】
代表取締役 日置 太郎 ⑩ 【注 登記所に提出している印鑑】

上記代理人 日置市東市来町湯田〇〇番地
日置 花子 ⑩ 【注 代理人申請する場合、代理人の印鑑(認印)
この場合、代表取締役の押印は必要なし】
連絡先の電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇〇〇法務局 御中

例3 本店が区画整理地内にあり、支店が京都府（鹿児島地方法務局管轄区域外）にある場合（本支店一括申請）

受付番号票貼付欄

株式会社変更登記申請書

1. 会社法人等番号 0000-00-000000 【注 分かる場合に記載】
1. 商号 トクシゲ株式会社
1. 本店 日置市伊集院町徳重〇〇番地 【注 旧表示】
1. 支店 管轄登記所 京都地方法務局
支店の所在地 京都市上京区〇〇町〇〇
1. 登記の事由 大字名・地番変更による本店の住所変更
1. 登記すべき事項 「本店所在地及び支店所在地における登記すべき事項」
平成27年7月25日変更
- 本店 日置市伊集院町徳重〇丁目〇〇番地〇〇 【注 新表示】
1. 登録免許税 登録免許税法第5条第5号
1. 登記手数料 金 300円 【注 収入印紙を添付して納付する】
1. 添付書類 通知書（又は証明書） 1通
委任状 1通 【注 代理人に登記申請を依頼した場合のみ】

上記のとおり、登記の申請をします。

平成 年 月 日

申請人 日置市伊集院町徳重〇丁目〇〇番地〇〇 【注 新表示】
トクシゲ株式会社
日置市伊集院町猪鹿倉一丁目〇〇番地〇〇 【注 新表示】
代表取締役 日置 太郎 印 【注 登記所に提出している印鑑】

上記代理人 日置市東市来町湯田〇〇番地
日置 花子 印 【注 代理人申請する場合、代理人の印鑑（認印）
この場合、代表取締役の押印は必要なし】
連絡先の電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇〇〇法務局 御中

例4 本店が東京都（鹿児島地方法務局管轄区域外）にあり、支店が区画整理地内にある場合（本支店一括申請）

受付番号票貼付欄

株式会社変更登記申請書

1. 会社法人等番号 0000-00-000000 【注 分かる場合に記載】
1. 商号 〇〇建設株式会社
1. 本店 東京都港区台場〇丁目〇番〇号
1. 支店 管轄登記所 鹿児島地方法務局
支店の所在地 日置市伊集院町猪鹿倉〇〇番地 【注 旧表示】
1. 登記の事由 大字名・地番変更による支店の住所変更
1. 登記すべき事項 「本店所在地及び支店所在地における登記すべき事項」
平成27年7月25日変更
- 支店 日置市伊集院町猪鹿倉〇〇番地 【注 旧表示】
日置市伊集院町猪鹿倉一丁目〇〇番地〇 【注 新表示】
1. 登録免許税 登録免許税法第5条第5号
1. 登記手数料 金 300円 【注 収入印紙を添付して納付する】
1. 添付書類 通知書（又は証明書） 1通
委任状 1通 【注 代理人に登記申請を依頼した場合のみ】

上記のとおり、登記の申請をします。

平成 年 月 日

申請人 東京都港区台場〇丁目〇番〇号
〇〇建設株式会社
東京都大田区田園調布〇丁目〇番〇号
代表取締役 □□□□□ 印 【注 登記所に提出している印鑑】

上記代理人 東京都中野区弥生町〇丁目〇番〇号
〇〇 〇〇 印 【注 代理人申請する場合、代理人の印鑑（認印）
この場合、代表取締役の押印は必要なし】

連絡先の電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇〇〇法務局 御中

収入印紙台紙



注 割印をしないで貼ってください。



注 登記申請書（収入印紙貼付台紙を含む。）が複数ページになる場合は各ページのつづり目に契印（割印）する必要があります。契印（割印）は、登記申請書に押した印鑑（代表取締役が法務局に提出した印鑑又は代理人の印鑑）と同一の印鑑を使用する必要があります。

代理人に登記申請を依頼した場合のみ

委任状

代理人住所、氏名、連絡先

私は、日置市東市来町湯田〇〇番地 日置 花子
(連絡先) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

に下記のことを委任します。

記

登記の事由
(代表取締役の住所変更、支店
変更も必要があれば記載する)

平成27年7月25日大字名・地番変更実施に伴う本店の変更登記を管轄法務局へ代理して申請すること及び補正のための取下げに関する一切の権限

平成〇〇年〇月〇日

日置市伊集院町徳重〇丁目〇〇番地〇〇 【注 新表示】

トクシゲ株式会社

代表取締役 日置 太郎 印 【注 登記所に提出している印鑑】

9 その他

(1) ごみの収集について

ゴミの収集日・集積所が変わることはありません。

(2) 自治会の区域について

自治会は、皆さまが自主的に組織、運営しているもので、住所変更に関連するものではありませんので、今まで通りの運営で差し支えありません。また、加入している自治会が変更することはございません。

(3) 郵便物の送付について

市役所等からお送りする各種の通知等が、事務処理の都合上、変更日以降しばらくの間、変更前の住所で郵送される場合がありますので御了承ください。

(4) 固定資産税の課税（地番の表示）について

固定資産税（土地及び建物）の課税基準日は、毎年1月1日現在の『所有名義人・地番等』に課税されます。従いまして平成27年度の課税対象地番は『旧地番』の表記地が記載されます。よって『新地番表記』の課税対象地番は、平成28年度から施行となります。

(5) 保健所に関する登録所在地等の変更

各種手続きについては、以下にお問合わせください。

お問合わせ先：鹿児島県日置市伊集院町下谷口1960番地 1

鹿児島地域振興局日置庁舎本館 1階

（代表） ☎ (099) 273-2332



日置警察署
 〒899-2502
 (旧住所)鹿児島県日置市伊集院町徳重23番地3
 平成27年7月25日から
 (新住所)鹿児島県日置市伊集院町徳重一丁目11番地1
 代表☎(099)273-0110



日置市役所
 〒899-2592
 鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目100番地
 代表☎(099)273-2111



日置市消防本部(消防署)
 〒899-2502
 (旧住所)鹿児島県日置市伊集院町徳重128番地
 平成27年7月25日から
 (新住所)鹿児島県日置市伊集院町徳重一丁目10番地10
 代表☎(099)272-0119



日置市産業建設部建設課
 〒899-2501
 鹿児島県日置市伊集院町下谷口1960番地1
 (鹿児島地域振興局日置庁舎本館2階)
 直通☎(099)273-8871



◆ 鹿児島北年金事務所

〒890-8799

鹿児島市住吉町 6-8

☎ (099) 225-5311

～交通アクセス～

- 1 市電「いづろ通」電停から徒歩15分

◆ 九州運輸局鹿児島運輸支局谷山港庁舎（陸上交通関係）

〒891-0131

鹿児島市谷山港 2-4-1

☎ (050) 5540-2089

～交通アクセス～

- 1 JR鹿児島本線「鹿児島中央」駅下車 約13km
- 2 JR指宿枕崎線「坂之上」駅下車 約2.5km 徒歩30分
- 3 鹿児島交通バス（七ツ島1丁目行）「運輸支局前」バス停下車

◆ 一般社団法人全国軽自動車協会連合会鹿児島事務所

〒891-0131

鹿児島県鹿児島市谷山港 2-4-38

☎ (099) 261-4011

～交通アクセス～

- 1 鹿児島交通バス（七ツ島1丁目行）「運輸支局前」バス停下車



鹿児島県日置市